

武道館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第17号

武道館条例施行規則の一部を改正する規則

武道館条例施行規則（昭和61年岩手県規則第92号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区 分	単 位	利用料金の上限額		区 分	単 位	利用料金の上限額	
		アマチュア スポーツに 使用する場 合	その他の催 しに使用す る場合			アマチュア スポーツに 使用する場 合	その他の催 しに使用す る場合
第1会議室	[略]	円 <u>710</u>	円 <u>1,620</u>	第1会議室	[略]	円 <u>730</u>	円 <u>1,660</u>
第2会議室	[略]	<u>290</u>	<u>680</u>	第2会議室	[略]	<u>300</u>	<u>700</u>
第3会議室	[略]	<u>270</u>	<u>640</u>	第3会議室	[略]	<u>280</u>	<u>650</u>
第4会議室	[略]	<u>270</u>	<u>640</u>	第4会議室	[略]	<u>280</u>	<u>650</u>
ステージ	[略]	<u>310</u>	<u>960</u>	ステージ	[略]	<u>320</u>	<u>980</u>
トレーニング室	[略]	<u>420</u>	<u>900</u>	トレーニング室	[略]	<u>430</u>	<u>920</u>
放送設備（アリーナ）	[略]	<u>310</u>	<u>730</u>	放送設備（アリーナ）	[略]	<u>320</u>	<u>750</u>
放送設備（その他）	[略]	<u>270</u>	<u>640</u>	放送設備（その他）	[略]	<u>280</u>	<u>650</u>
電光得点盤	[略]	<u>370</u>	<u>730</u>	電光得点盤	[略]	<u>380</u>	<u>750</u>
電光掲示板	[略]	<u>290</u>	<u>550</u>	電光掲示板	[略]	<u>300</u>	<u>560</u>
ピアノ	[略]	<u>580</u>	<u>1,180</u>	ピアノ	[略]	<u>590</u>	<u>1,210</u>
机	[略]	<u>30</u>	[略]	机	[略]	<u>40</u>	[略]
[略]				[略]			
防具	[略]	<u>140</u>		防具	[略]	<u>150</u>	
バレーボール用具	[略]	<u>30</u>	[略]	バレーボール用具	[略]	<u>40</u>	[略]
[略]				[略]			
バドミントン用具	[略]	<u>30</u>	[略]	バドミントン用具	[略]	<u>40</u>	[略]
卓球用具	[略]		<u>160</u>	卓球用具	[略]		<u>170</u>
レスリングマット	[略]	<u>200</u>	<u>420</u>	レスリングマット	[略]	<u>210</u>	<u>430</u>
テント	[略]		円 <u>430</u>	テント	[略]		円 <u>440</u>
ロッカー	[略]		<u>130</u>	ロッカー	[略]		<u>140</u>
シャワー	[略]		<u>130</u>	シャワー	[略]		<u>140</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。